

児童発達支援センター等機能強化事業委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、児童発達支援センター等機能強化事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

児童発達支援センター等機能強化事業

(2) 業務の目的

県内全体の障害児に提供する支援の質を高め、障害児やその家族への支援体制強化を図る。

(3) 業務の内容

障害児支援について中核的な役割を担うことができる社会福祉法人等に、一定程度の知識と技量を有する職員（5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者）を配置し、様々な障害種別や障害特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施する体制を整備し、関係機関のネットワーク構築等に取り組みとともに、地域における障害児やその家族への支援体制を強化するため、以下(1)～(5)の業務を行う。(1)、(2)については県全域を対象、(3)～(5)については、主に東和圏域及び生駒市、大和郡山市の障害児通所支援事業所や施設、市町村等を対象に支援を行うこと。

(1)障害児通所支援事業所や保育所・幼稚園・学校等を対象に、関係機関の連携強化を目指した障害児支援に関する専門的な研修を年2回以上実施する。

(2)県自立支援協議会子ども支援部会へ参加し、困難ケースの支援に係る事例や早期支援により困難な状態に至らなかった好事例等の対処方法等を共有する等、地域における障害児支援体制強化に向けた助言・支援を行う。

(3)地域の障害児通所支援事業所を訪問等し、支援技術の向上に資する助言・指導を行う。

(4)保育所、幼稚園や地域の小・中学校、放課後等児童クラブ等における支援力・受入強化を目指し、保育所等に対し専門的な知見に基づく支援を行う。

(5)保護者等をサポートするため、障害が疑われる「気づきの段階」での相談やハイリスク・支援困難な事例に対する相談への専門的支援を行う。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託金額の上限

3,600,000円（内 消費税額及び地方消費税額 327,272円を含む）を限度とする。

(6) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(7) その他

本業務の実施については令和7年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

3. 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。

(3)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規程による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」

という。)第30条の規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4)平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5)平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6)役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11)児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者又は同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者であること。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30
奈良県福祉医療部障害福祉課こども発達支援係
TEL: 0742-27-8512 FAX: 0742-22-1814
ホームページアドレス: <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1834>

(2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は実施しない。

(3) 質問の受付

- ①受付期間 令和7年3月3日(月)午後5時まで
- ②受付方法 「質問票」(様式6)に必要事項を記載のうえ(1)の担当部局にFAXにて送付
※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③回答方法 各者からの質問は、公正な競争を妨げるものを除き、「奈良県障害福祉課ホームページ」に令和7年3月6日(木)までに公表する。
※質問者への個別の回答は行わないものとする。
※公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 参加申込書の提出

- ①提出期限 令和7年3月11日(火)午後5時まで
- ②提出先 (1)の担当部局に同じ
- ③提出方法 持参または郵送に限る
持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)
郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便等受け渡し
しが確実な方法により提出すること。
- ④提出物 参加申込書(様式1)
※法人の概要がわかる資料(パンフレットやホームページを印刷した資料等)を

添付すること。

※本件は、電子契約も可とします。電子契約を希望される場合は、(4)と同様の方法により電子契約同意書兼メールアドレス確認書を参加申込書とあわせて提出してください。

電子契約の詳細については、こちら (<https://www.pref.nara.jp/67057.htm>) をご確認ください。

⑤提出部数 各1部

(5) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和7年3月19日(水)午後5時まで

②提出先 (1)の担当部局に同じ

③提出方法 持参または郵送に限る

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便等受け渡しが確実な方法により提出すること。

④提出物

ア. 企画提案書(様式2)

提案書には次に示す項目を具体的に記載した資料(様式2別紙)を添付すること。

a. 現状と課題

・県内における障害児支援体制の現状と課題について記載すること。

b. 取組実績

・障害が疑われる「気づきの段階」での相談や、困難事例に対する相談等に専門的な支援を実施した実績を具体的に記載すること。

・関係機関のネットワーク構築に向けてこれまで取り組んだ実績を具体的に記載すること。
例えば、市町村(地域)自立支援協議会への参画なども含めて記載すること。

c. 取組方針及び実施方法

・本事業の目的や仕様を踏まえ、以下に関する取組方針及び実施方法を記載すること。

①関係機関の連携強化を目指した障害児支援に関する専門的な研修

②地域の障害児通所支援事業所への助言・指導

③保育所等や保護者からの相談に対する専門的な支援

④地域における中核的な障害児支援機関として、困難事例への支援等を行っている旨の周知を図るための方策

d. 実施スケジュールについて

・本事業の実施スケジュールを具体的に記載すること。

e. 個人情報保護等情報管理体制

・個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策について具体的に記載すること。

・個人情報等の管理上の効果的な対策及び業務の実施に際して入手した個人情報等を扱う際の手順書等があれば添付すること。

イ. 事業者概要書(様式3)

法人概要などがあれば添付すること。

ウ. 同種及び類似業務受注実績(様式4)

成果物などがあれば添付すること。

エ. 委託業務実施体制(様式5)

オ. 見積書(任意様式)

・宛先は「奈良県福祉医療部長」とする。

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式により経費内訳を記載した上で、総額は、消費税額及び地方消費税の額を含めた価格を記載すること。

⑤提出部数 上記提出書類(ア～オ)を6部(正本1・副本5部)

※ 副本については、提案者を判読できるような記載及び用紙の使用をしないこと。

⑥その他 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(6) 日程

令和7年2月26日(水) 公告

令和7年3月 3日(月) 質問受付期限

令和7年3月 6日(木) 質問回答

令和7年3月11日(火)	参加申込書〆切
令和7年3月19日(水)	企画提案書〆切
令和7年3月27日(木)	プレゼンテーション
令和7年3月28日(金)	業者決定通知

5. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

児童発達支援センター等機能強化事業委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案書に係るプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは以下で予定しているが、詳細については提案書提出者に別途通知する。

実施日：令和7年3月27日(木) (予定)

場 所：奈良県庁近隣会議室

時 間：プレゼンテーション10分、質疑応答10分

参加者：2名以内

(2) 最優秀提案者の選定

提案書は、奈良県が設置する審査委員会において別記審査基準により審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

(3) 選定結果の公表

選定結果は、提案書提出者に対し、令和7年3月28日(金)を目途に、書面により通知する。また、通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの掲載により公表する。なお、選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。

ア. 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

イ. 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

(4) 事業者との契約

- ①最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。
- ②選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ③当企画提案書でなされた県が有効と判断した提案については、県の指示のもと、必ず実施すること。
- ④企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ⑤契約に係る契約保証金、損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑥最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあり、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ア. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - イ. 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ. 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- キ. 下請契約等に当たり上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク. 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せずまたは警察に届け出なかったとき。

(5) その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

6. その他

- (1) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ①上記3に示した参加資格が備わっていないとき。
 - ②提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ③提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ④一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤委託金額の上限を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥プレゼンテーションに不参加のとき。
 - ⑦その他不正な行為があったとき。
- (2) 提出された提案書等は、複製、活用を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県障害福祉課の指示に従うこと。
- (5) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (6) 事業実施による成果物の一切の著作権については委託者である奈良県に帰属するものとする。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。